



各種料金の減免

水道・下水道料金の減免

■対象となる方

- ①生活保護法による生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助又は介護扶助を受けている方
- ②児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方
- ③中国残留邦人等で生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付又は介護支援給付を受けている方

■内容

- ①水道料金：基本料金と1か月当たり10㎡までの従量料金の合計額
- ②下水道料金：1か月当たり8㎡以下の汚水排出量に係る料金

■申請方法

- ①水道局の窓口で申請される方
免除対象となる扶助等の受給を証明する書類・印かん・お客さま番号のわかるもの（検針票又は領収証書等）をご持参ください。
- ②郵送により申請される方
区役所で受給確認印を受けた申請書、又は申請書と免除対象となる扶助等の受給を証明する書類の写しを同封のうえ、郵送してください。

■窓口

〒143-8552 大田区平和島1-1-2
平和島ベイオフィス7階
水道局大田営業所
☎5767-6451 FAX 3763-1403

郵便料金の減免

●点字郵便物

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物。

●特定録音物等郵便物

視覚障がい者用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、点字図書館、点字出版施設など日本郵便株式会社の指定を受けた施設から差し出し、又は施設にあてて差し出されるもの。

上記の郵便物で開封のものは無料。

●心身障がい者団体発行の第三種郵便物

心身障がい者団体が発行する第三種郵便物を差出承認されている郵便局へ差し出した場合の料金

- ①毎月3回以上発行の新聞紙50gまで8円、50gを超える1kg以内、50gごとに3円増。
- ②①以外のもの50gまで15円、50gを超える1kg以内、50gごとに5円増。

●点字ゆうパック

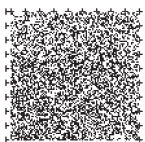
●聴覚障がい者用ゆうパック

●心身障がい者用ゆうメール

図書館と身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方との間で図書の閲覧のために発注するものに限り、通常ゆうメールの半額で重量は3kgまで。

■窓口

最寄の郵便局
又は日本郵便お客様サービス相談センター
☎0120-23-2886





各種料金の減免

郵便はがきの無料配布

■対象

重度の身体障がい者（1・2級）
重度の知的障がい者（療育手帳に『A』・又は愛の手帳に1・2度と表記されている方。）

■内容

通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）をお一人様に20枚無料で配布。

■申込方法

ご希望の方は、左記手帳をご持参の上、郵便局にてお申し込みください。

代理人のお申し込み、郵送でのお申し込みも可能です。

郵送の場合は手帳の種類、ご本人の手帳番号、級別・程度、住所及び氏名をご記入の上お申し込みください。

■窓口

最寄の郵便局

4月上旬から2か月程度

プール使用料の割引

■対象

区内在住の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、及び介護が必要な場合に限り障がい者の方1人につき介護人の方2人まで

■内容

2回に1回無料（2回目）
公園プール…9月から6月までの温水期
矢口区民センター温水プール…通年

■利用方法

プールの窓口に手帳を提示してください。

■窓口

平和島公園プール

☎3764-8424 FAX 3764-0311

東調布公園プール

☎3728-7651 FAX 3728-2683

萩中公園プール

☎3741-2155 FAX 3742-2730

矢口区民センター

☎3758-2941 FAX 3759-1492

粗大ごみ処理手数料の免除

児童扶養手当・特別児童扶養手当、生活保護、老齢福祉年金又は中国残留邦人等自立支援を受けている世帯の方は、申請により粗大ごみの収集に係る手数料が免除されます。なお、区ではエアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機及びパソコンは収集できません。

■申込方法

大田区粗大ごみ受付センター（☎5465-5300）に申し込んでください。その際に上記受給者であることを申し出てください。

後日「手数料減免申請書」が送付されますので、収集日の2日前までに、申請書に証書の写し、又は受給証明書を添付して、管轄の清掃事務所に提出してください。

■窓口

大森清掃事務所

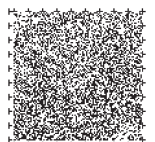
☎3774-3811 FAX 3775-6028

調布清掃事務所

☎3721-7216 FAX 3722-3478

蒲田清掃事務所

☎6451-9535 FAX 6451-9623





各種料金の減免

NHK受信料の減免

■対象

	対 象	適 用 条 件
全 額 免 除	身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合。
	知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障がい者と認定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合。
	精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が住民税非課税の場合。
半 額 免 除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合。
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級又は2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合。
	重度の知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者である場合。
	重度の精神障がい者	精神障害者福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合。
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合。

■窓口

放送受信料免除申請書発行
心身障がい者…各地域庁舎の地域福祉課
(表紙、27ページ)
戦傷病者…東京都福祉保健局生活福祉部計画課
☎5320-4078

■送付先

NHK中央営業センター（〒150-0041 渋谷区神南1-6-12 渋谷コロンバンビル2階）に放送受信料免除申請書を提出
☎5456-2141
午前10時～午後6時（土・日・祝を除く）

都立公園駐車場の無料利用

■対象

次の都立公園を、心身障がいの方が利用する場合は、公園の有料駐車場を無料で使用できます。利用時に身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を駐車場に提示してください。また、団体利用の場合は使用料金免除申請書を提出してください。

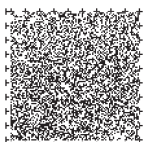
■施設名

代々木公園、木場公園、砧公園、駒沢オリンピック公園、上野恩賜公園、水元公園、葛西臨海公園、東綾瀬公園、井の頭恩賜公園、神代植物公園、小金井公園、石神井公園、光が丘公園、野川公園、府中の森公園、夢の島公園、潮風公園、舎人公園、篠崎公園、大泉中央公園、

城北中央公園、武蔵野公園、大島小松川公園、武蔵野の森公園、武蔵国分寺公園、宇喜田公園、赤塚公園、浮間公園、和田堀公園、中川公園、汐入公園、蘆花恒春園、武蔵野中央公園

■窓口

公益財団法人 東京都公園協会 公園事業部 営業課営業推進係
☎3232-3138 FAX 3232-3180





都立公園等の入場料の免除

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている方とその付添の方。

次の公園等では、窓口到手帳を提示すれば無料で入場できます。また車いすの貸出しも行っていきます。（ ）内は車いすの台数。

■施設名

恩賜上野動物園（30）、多摩動物公園（15）、

井の頭自然文化園（8）、葛西臨海水族園（20）、夢の島熱帯植物館（4）、神代植物公園（33）、浜離宮恩賜庭園（3）、旧芝離宮恩賜庭園（1）、清澄庭園（4）、小石川後楽園（3）、六義園（6）、向島百花園（2）、旧古河庭園（2）、殿ヶ谷戸庭園（2）、旧岩崎邸庭園（3）

■窓口

東京都建設局公園緑地部公園課
☎5320-5376 FAX 5388-1532

池上梅園の入園料の無料利用

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方とその付添の方一人まで。入口受付で手帳を提示してください。

■内容

駐車場・和室・茶室は対象ではありません。

■窓口

池上梅園 〒146-0082 大田区池上2-2-13
☎3753-1658

電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、104番を利用の際に番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を実施しています。利用には、事前に登録が必要です。

■対象

障害の種類	区 分	程 度
身体障害者手帳	視 覚 障 が い	1～6級
	肢体不自由（上肢、体幹又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1、2級
戦傷病者手帳	視 力 の 障 が い	特別項症～第6項症
	上 肢 の 障 が い	特別項症～第2項症
愛の手帳	手 帳 を お 持 ち の 方	
精神障害者保健福祉手帳		

■問合せ先

N T Tふれあい案内担当 フリーダイヤル 0120-104-174（午前9時～午後5時・土日、祝日、年末年始を除く）までお問い合わせください。

携帯電話の料金割引等

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかの交付を受けている方

■内容

詳細は各会社にお問い合わせください。

